

埼玉県小学生バレーボール連盟コンプライアンス委員会規程

(設置)

第1条 本連盟に、埼玉県小学生バレーボール連盟規約18条により、コンプライアンス委員会規程を定める。

(目的)

第2条 コンプライアンス委員会は、本連盟登録団体における指導者等のコンプライアンスに係わる問題を、審議・検討する。

(委員の選任と構成)

第3条 委員の選任と構成は、次のとおりとする。

1. コンプライアンス委員長は、会長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。
2. 委員は、会長とコンプライアンス委員長が合議の上指名し、理事会の承認を経て委嘱する。
3. 委員は、理事の中から選任し、委員会の構成は委員長を含めて若干名とする。
4. 会長は、コンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができる。
5. 理事以外の有識者等に出席を要請し、あるいは文章で意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事の任期とする。但し、任期の途中で欠員が生じた場合は、会長とコンプライアンス委員長が合議の上補充する。この場合、その後開かれる最も早い理事会で承認を求める。

(委員会の招集)

第5条 会長とコンプライアンス委員長が合議の上、必要と認めた場合、コンプライアンス委員長が随時これを召集する。

(審議事項)

第6条 審議事項は次のとおりとする。

1. 理事会が必要と判断し、コンプライアンス委員会にその審議を付託した事項
2. 会長若しくはコンプライアンス委員会が必要と判断した事項
3. 登録団体等から会長若しくはコンプライアンス委員長宛に審議の申し出があった事項

(審議結果)

第7条 コンプライアンス委員長は、審議内容と結果を、会長及び理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成18年10月29日より適用する。

この規程は、令和4年4月9日より適用する。